# 農業災害補償法による果樹共済の共済目的たる果樹を指定する政令 （昭和五十年政令第三十七号）

農業災害補償法第八十四条第一項第四号（同法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の共済目的たる果樹として、かんきつ類の果樹（うんしゆうみかん及びなつみかんを除く。）、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップルを指定する。

# 附　則

この政令は、昭和五十年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和五四年三月二七日政令第四一号）

この政令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

# 附　則（平成五年六月一六日政令第一九八号）

この政令は、農業災害補償法の一部を改正する法律の施行の日（平成五年八月一日）から施行する。